

藤岡市農業委員会

令和8年第8回

定例会議事録

令和8年8月5日招集

令和8年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和8年8月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 36 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 37 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 14 号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 15 号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 浅見 健司	2番 中村 章弘	3番 鈴木 儀幸	4番 川村 信行
5番 山口 暁	6番 折茂 京子	7番 麻生 浩一	8番 高橋 洋光
9番 廣瀬 則和	10番 福田 よしみ	11番 武井 志展(遅刻)	
12番 塚本 欣吾	13番 針谷 一詩	14番 宮澤 一夫	

[出席農地利用最適化推進委員] (8名)

1番 竹内 修一	3番 橋本 幸男	5番 茂木 敏夫	7番 内海 健一
9番 常澤 彰	12番 浦部 慎	15番 高山 博志	17番 柳澤 憲司

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次 長	三木 剛英
次長補佐兼係長	春山 崇	係 長 代 理	金井 朝恵
係 長 代 理	笠原 諒亮		

(開会13時34分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年 第8回定例会を進行させていただきます。開会に先立ちまして、本日は第25期農業委員さんによる初めての定例会となりますので、横田事務局長より、ごあいさつを申し上げます。

(横田局長あいさつ)

事務局次長 お時間をいただき、ありがとうございました。続きまして、議案の修正をお願いいたします。まず、議案書 2 ページ整理番号 3 番につきまして、議案書作成後に申請者から修正の申し出があり、一体利用地の宅地の面積が 399.01 m²から 480.01 m²に修正となります。次に、議案書 4 ページ、農地法第 5 条、整理番号 2 番の専用住宅用地の農地転用申請につきましては、当該申請地が土砂災害警戒区域内に存在し、開発許可の見込みが無いことから、7 月 24 日付で申請の取下願を受理したため、審議を行わないことをご報告いたします。最後になりますが、本日の下審査につきましては、東庁舎 3 階小会議室をご用意しておりますので、1 班の委員さんにつきましては、大変申し訳ありませんが、この後、ご移動をお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、浅見会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 8 年第 8 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 13 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。5 番 山口委員、6 番 折茂委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時41分)

(再開14時35分)

事務局 議案書の間違いが見つかりましたので訂正をお願いします。議案書 1 ページ農地法第 3 条、整理番号 4 番の申請理由でございますが、正しくは西部工業団地です。訂正をお願いします。

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は西平井の N さんが、農業経営の規模拡大を図るため、西平井の農地 4 筆、面積 7,966 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあ

るとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は金井のNさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地1筆、面積427㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は下戸塚のMさんが、農業経営の効率化を図るため、下戸塚の農地1筆、面積5.28㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第36号 整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第36号 整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号 整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第36号 整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号 整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第36号 整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号 整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番の 1 件です。整理番号 4 番は中大塚の〇さんが、西部工業団地第 3 期造成事業により、自作地が減少するため代替地として中大塚の農地 2 筆、面積 2,942 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 36 号 整理番号 4 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 36 号 整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番及び 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、金井の H さんが、金井の農地を山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 172 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、藤岡の H さんが、金井の農地を山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 658 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 37 号 整理番号 1 番及び 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。整理番号 3 番は、中の N さんが、中の農地を専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 56 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、中大塚の N さん夫妻が、中大塚の農地を専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 498 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の A さんが、保美濃山の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 848 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 37 号 整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号 整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、緑地の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,242 m²、農地区分は第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 38 号 整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号 整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は、市外の法人が、藤岡の農地を賃貸借にて借り受け、露天建機レ

ンタル置場用地として転用するもので、農地 4 筆、面積 969 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買にて取得し、露天建機レンタル置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 603 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の I さん夫妻が、中の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 392 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、上大塚の N さん夫妻が、上大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 396 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 38 号 整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号 整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号 整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号 整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 39 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。7 ページから 9 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 44 件です。以上で、議案第 39 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第 39 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、本議案に係る委員の退席を願います。

<関係委員退席>

議長 議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 続きまして、報告第 14 号及び第 15 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 14 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 4 件、5 条が 7 件の計 11 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 15 号ですが、議案書 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 7 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 2 件の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 14 号・15 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、そのように決定します。以上をもちまして、令和 8 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 57 分)